平成２２年（フ）第４２７号
埼玉県深谷市岡2905番地　ベアーフィールドⅡ101号
債務者　長橋　　淳
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４７５号
埼玉県大里郡寄居町大字寄居1434番地１　バイパスアパート２号棟
債務者　町田美井子（旧姓竹石）
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４７８号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木1817番地20
債務者　内之倉幹生
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４７９号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木1817番地20
債務者　内之倉差知子こと　ＵＣＨＩＮＯＫＵＲＡ　ＳＡＴＩＫＯ
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第７５３号
神奈川県小田原市鴨宮377番地の14　南ハイツ102
債務者　鈴木有紀枝
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７６０号
神奈川県厚木市愛名1405番地
債務者　中川　　明
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７７４号
神奈川県中郡二宮町一色1311番地の５　一色ハイツ202
債務者　櫻井　久枝
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７８７号
神奈川県伊勢原市桜台１丁目23番43号
債務者　恩田　りえ
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４３１号
金沢市野町１丁目２番39号　朝日向ビル202号、従前の住所金沢市杉浦町16番地、従前々の住所石川県小松市河田町を18番地２、従前々々の住所石川県小松市埴田町戊50番地
債務者　大井　英理（旧姓西野・東野）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４６５号
金沢市八日市出町197番地２　サンシャインハイツ101号室、従前の住所石川県白山市一塚町739番地５
債務者　松本美佐子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４８０号
石川県白山市三幸町34番地
債務者　源明　幸子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５０１号
石川県河北郡内灘町白帆台１丁目23番地１
債務者　樋谷　正和
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５２１号
金沢市柳橋町乙32番地４　クローバーハウス12号室、従前の住所金沢市粟崎町３丁目169番地１　市営住宅１棟402号
債務者　宮川　英和
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５３４号
金沢市西念２丁目３番３号　陽南ビル605号室
債務者　福田　和代
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１２８号
長野県諏訪市大字中洲4838番地　めぞん優205号室
債務者　髙山美智恵（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第２８００号
名古屋市緑区大高町字二番割78番地の５　レインボー第３大高402号
債務者　伊藤　信子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９１７号
愛知県春日井市出川町２丁目13番地16　鷺田グリーンハイツⅠ202号
債務者　塩田　宏水（旧姓佐竹）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部